

令和7年度市民税・県民税申告書の書き方

この書き方をよくお読みになって申告していただきますようお願いします。

所得税の確定申告義務がある方は、この市民税・県民税申告書ではなく、所得税の確定申告書を税務署へ提出してください。

申告の必要な人

令和7年1月1日現在草津市内に居住していた人(令和7年1月2日以降に草津市外へ転出された人も含みます。)で、令和6年中(1月から12月)の所得が次に該当する人です。

1. 営業、保険外交、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得のあった人	所得金額の計算に必要な収支内訳書、源泉徴収票等を申告書3枚複写の3枚目に添付してください。
2. 給与所得の他に各種の所得(農業所得、不動産所得、配当所得、雑所得等)のあった人 〔給与所得以外の所得が20万円以下の人には、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	
3. 2か所以上から給与の支払いを受けている人 〔年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	
4. 給与所得のみで勤務先から草津市に給与支払報告書が提出されていない人	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を申告書3枚複写の3枚目に添付してください。
5. 給与所得のみで、令和6年の中途で退職し、再就職されていない人	
6. 公的年金等による雑所得のみの人であっても、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする人	
7. 日給による給与收入で所得税を源泉徴収されていない人 (源泉徴収票を交付されていない人)	申告書3枚複写の1枚目裏面の「6 給与所得の内訳」欄に月別の収入金額を記入してください。

令和6年中に所得がなかった人についても、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の算定および各種福祉関係の助成制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居等に必要なため、「2所得金額」の「合計②」欄に0を記入し、申告してください。**特に国民健康保険に加入されている世帯の人や後期高齢者医療制度に加入されている人は必ず申告書を提出してください。**
※所得がなく扶養に入っている方でも、所得欄に0と記入された税の証明書が必要な方は申告書の提出が必要です。
※昨年中の所得が失業保険・遺族年金・障害年金のみの人は「2所得金額」の「合計②」欄に0を記入してください。

※この申告書の書き方は、令和6年12月1日現在の法律に基づいています。なお、税法改正等により変更になる場合があります。

★令和6年中の所得に、譲渡所得(土地、建物、株式等の譲渡)や事業所得(営業等)のある人は、申告書とともに分離課税用申告書または収支内訳書を提出してください。

分離課税用申告書、収支内訳書は草津市のホームページまたは税務課市民税係にあります。

★市県民税申告書は3枚複写となっていますので、郵送される人は、申告書の2枚目(複写)を本人控えとして保管していただき、1枚目および控除証明書など関係資料を貼り付けた3枚目を郵送してください。
なお、申告書の2枚目に受付印の必要な人は、返信先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封いただければ、受付印を押印し返送します。

★申告書の1枚目裏面の「13事業税に関する事項」についてのお問い合わせは、滋賀県南部県税事務所(TEL 077-567-5407、FAX 077-566-0439)までお願いします。

★平成29年度市県民税申告書から「個人番号」欄が設けられています。個人番号の記載もれがないよう注意してください。

申告をしなくてもよい人

1. 令和6年分の所得税の確定申告をした人
2. 令和6年中の所得が給与所得のみで、勤務先から草津市に給与支払報告書が提出されている人
3. 令和6年中の所得が公的年金收入のみで、その収入金額(支払金額)が下記の条件の人【市県民税が非課税になるため】 ・昭和35年1月1日以前生まれの人(65歳以上)で、公的年金收入金額が1,520,000円以下の人 ・昭和35年1月2日以降生まれの人(65歳未満)で、公的年金收入金額が1,020,000円以下の人 (公的年金については、その支払者から支払金額が記載された「公的年金等支払報告書」が草津市に提出されます。ただし、障害年金・遺族年金は除きます。)
4. 年間所得が41.5万円以下の人で、市内に居住する人の扶養親族になっている人(税法上の被扶養者の届がされている場合)

申告書の提出先 草津市役所 税務課市民税係[1階・9番窓口]
(添付書類が揃っているものは郵送でも可)

申告に必要なもの

- ①令和7年度市県民税申告書②源泉徴収票または給与支払者の支払証明書③各種(医療費、生命保険料等)控除証明書等
- ④事業所得(営業、農業、不動産等)のある人は収支内訳書(収支内訳書の用紙は草津市のホームページまたは税務課市民税係にあります。)⑤本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カードか、個人番号確認書類と本人確認書類)

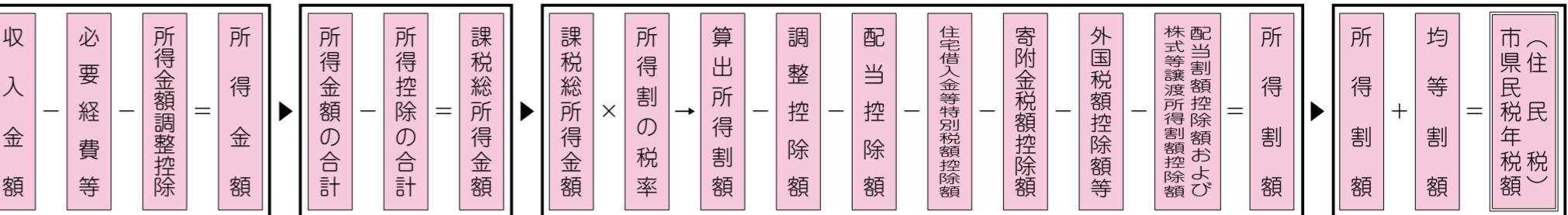
お問い合わせ先 草津市総務部税務課市民税係[1階・9番窓口]
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
TEL077-561-2309 FAX077-561-2479
e-mail:zeimu@city.kusatsu.lg.jp



草津市ホームページ

市民税・県民税のしくみ

※令和6年12月1日現在の法律に基づいている令和7年度の内容であり、税制改正等により変更になる場合があります。
市民税と県民税を合わせて、住民税ともよばれています。住民税は、市や県がその地域住民の生活に直結した事業を行うために要する経費をまかうため、できるだけ多くの市民にそれぞれの能力に応じて納めていただく税で、納税を通して市や県の自治運営に参加していただくものです。
市・県民税には、所得割と均等割があります。所得割は、前年の所得額を基礎として、住民税での所得控除を差し引いて課税総所得額を求め、税率を乗じて算出所得割額を計算します。さらに税額控除額等を差し引いて所得割額を決めます。



●生命保険料控除額

〔新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料(平成24年1月1日以降契約締結分)【表1】		〔旧一般生命保険料、旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前契約締結分)【表2】	
年間の支払保険料等	控除額	年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円

・新契約と旧契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除または個人年金保険料控除の控除額はそれぞれ次のA及びBの金額の合計額(上限28,000円)になります。なお、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は70,000円です。
A. 新契約の支払保険料については、上記【表1】により計算した金額、B. 旧契約の支払保険料については、上記【表2】により計算した金額

●地震保険料控除額

支払った地震保険料	控除額	支払った旧長期損害保険料	控除額
50,000円以下	支払った保険料×1/2	5,000円以下	支払った保険料全額
50,000円超	25,000円	5,000円超15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円

・地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(ただし、控除限度額25,000円)

・一つの損害保険契約等が、地震等の災害により保険金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合は、いずれか一方の契約区分を選択して控除額を計算します。

※旧長期損害保険:保険期間が10年以上の満期返戻金が支払われる長期損害保険で平成18年12月31日以前の保険始期のもの

●配偶者控除額

納税義務者の合計所得金額	控除額
9,000,000円以下	一般(昭和30年1月2日以降に生まれた人)
9,000,000円超9,500,000円以下	老人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)
9,500,000円超10,000,000円以下	220,000円
10,000,000円以上	110,000円
	0円

●「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。また事業専従者も含まれません。合計所得金額が48万円以下の人は、配偶者控除額が適用されません。

●扶養控除額

区 分	控除額
一般(昭和30年1月2日～平成14年1月1日、平成18年1月2日～平成21年1月1日に生まれた人)	330,000円
老人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)	380,000円
特定(平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれた人)	450,000円
同居老人親等	450,000円

●一般扶養親族…納税義務者と生計を一にする親族(配偶者、年齢が16歳未満の人(平成21年1月2日以降に生まれた人)、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除きます)で、合計所得金額が48万円以下の人のことをいいます。

●老人扶養親族…扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人のことをいいます。

●特定扶養親族…扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。

●同居老人親等…老人扶養親族のうち、当該納税義務者またはその配偶者の直系尊属(父母や祖父母などをいいます)で当該納税義務者またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人のことをいいます。

●配偶者特別控除額

納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額							
	100万円以下	105万円以下	110万円以下	115万円以下	120万円以下	125万円以下	130万円以下	133万円以下
900万円以下	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
950万円以下	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
1,000万円以下	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000

